

広島県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十四年二月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

井関加茂線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市加茂町字北山三六二六番一地从先から 福山市加茂町字北山三六二二番一地从先まで	一八・二〇〇 八六・〇〇	四・〇〇〇 三九・八〇〇 二八・〇〇〇 八六・〇〇〇	一一五・〇〇	一六八・四〇〇 一一五・〇〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一一八・〇〇〇 メートル